

印紙税法上の課税文書ではありませんので、収入印紙の貼付は不要です。

契約書作成とコメント等の削除方法について

- ①テンプレート中の●黒マルの箇所を各自用書き換えてご利用ください。
- ②コメントの記載されたオブジェクトは、ページ毎にグループ化していますので、ページ毎にオブジェクトをクリックして Delete キーを押すとページ内は一括削除されます。

標準版

# 秘密保持契約書

## 契約書作成のポイント

1. 秘密保持契約は、会社の営業上の機密事項またはその保有するノウハウ等の重要な秘密情報を取引の相手方など外部に開示するときに締結します。
2. 秘密保持契約は、一方が他方に情報を開示するものと、共同開発のように相互に情報を開示しあうものがあります。
3. 条文には、契約締結目的のほか、秘密情報の定義とその範囲、契約に違反した場合の損害賠償責任および秘密保持義務を負う期間を定めておくことが重要です。
4. 秘密情報の性質によっては、秘密情報の貸与、複写の禁止、返還、情報の帰属等について定めます。

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と、●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、●●●●（以下「本件●●」という。）のために甲が乙に対して開示する甲の保有する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

何が秘密情報に該当するのかを明確にして、双方で確認したことを列記しておきましょう。

第1条 本契約にいう秘密情報とは、書面・口頭・その他方法を問わず、甲が乙に秘密情報であることを表明した上で開示した甲の営業上、技術上その他業務上の一切の知識及び情報をいう。但し、乙につき次の各号の一に該当するものは除外する。

- （1）甲より開示を受けた時点において既に公知であったもの
- （2）甲より開示を受けた後に乙の故意・過失によらず公知となったもの
- （3）甲より開示を受ける前に乙が正当な手段により自ら知得し、又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手したもの

（秘密保持義務）

第2条 乙は、事前に甲から書面による承諾を得た場合以外は、秘密情報を第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。但し、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合は、この限りではない。

（使用目的）

第3条 乙は、本契約により開示される秘密情報を本件●●の目的のためにのみ使用し、その他の目的のためには一切使用してはならないものとする。

（開示の範囲）

第4条 乙は、秘密情報を、乙の役員又は従業員であって本件●●に従事し当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。但し、乙は、当該役員または従業員に対して本契約に定められた乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全責任を負うものとする。

（複写）

第5条 乙は、甲による事前の書面による承諾を得た場合以外は、秘密情報を記載又は記録した文書、図面その他の書類又は磁氣的、光学的に記録された媒体等一切について複製又は複写してはならない。

（損害賠償）

秘密情報を漏洩した場合、損害賠償支払義務が発生することを明記することで相手側への抑止力となります。

第6条 乙又は第2条によって乙から秘密情報の開示を受けた第三者に起因する事由により、秘密情報が漏洩されたことによって甲が損害を蒙った場合には、乙は甲に対し、その損害を賠償するものとする。但し、本契約に定められた義務の履行につき乙に

故意及び過失のなかったことを乙が証明したときはこの限りでない。

(情報の返還または廃棄)

第7条 乙は、本件●●終了後または甲から要請があった場合には、提供された秘密情報及びその複製物を甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。

(有効期間)

契約期間満了後の秘密保持義務の有無について定めます。

第8条 本契約は、本契約の締結の日から発効し、本件●●が完了し、または中止された後、●●年間有効であるものとする。

(準拠法)

第9条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

(協議解決)

第10条 本契約の解釈について疑義が生じた場合又は本契約に規定なき事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第11条 本契約に関して生ずる一切の法的紛争の解決は、●●地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上のとおり本契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

住所 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号  
(甲) 氏名 ●●●●株式会社  
代表取締役 ●●●● 印

住所 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号  
(乙) 氏名 ●●●●株式会社  
代表取締役 ●●●● 印